

取調べの可視化 実現ニュース



(通算第6号)2008.11.1

今の特集

- 取調べ一部録画DVDに対抗する弁護実践
- 取調べの適正確保方を活用し、可視化を実現させましょう!
- 検察・警察による取調べの一部録画に対抗する弁護活動のために
～マニュアル発刊と日弁連特別研修のお知らせ～

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部

取調べ一部録画DVD に対抗する弁護実践

取調べの可視化実現本部事務局員 前田 領

第1 総論

検察庁は、2006年8月から、東京地検をはじめとする大規模地検を中心に、取調べの一部録画の試行を実施しました。2008年4月からは、裁判員裁判対象事件で、自白調書を証拠調へ請求することが見込まれる事件を対象に、全地検と裁判員裁判対象事件を取り扱う支部で、取調べの一部録画の本格試行を実施しています。

一方、警察庁も2008年9月から裁判員裁判対象事件について、警視庁、大阪府警、神奈川県警、埼玉県警、千葉県警から、順次取調べの一部録画の試行をはじめています。

しかし、現在行われている取調べの一部録画は、どの部分を録画するのかが捜査官の全面的な裁量に任せられ、取調べの最終段階で自白調書の作成後に調書の読み聞かせの場面や取調べ状況等を確認する場面のみを録画するものです。録画されていない取調べでどのようなことがあったのかは全くわかりません。

録画がされていない取調べで、捜査官から利益誘導や暴行・脅迫を用いた取調べを受け、自白に追い込まれた被疑者が抵抗する気力を失い、取調べの最終段階での録画の際に、捜査官から言われるままに、自白調書を追認してしまう可能性は極めて高いものです。

このような一部録画では密室での違法・不当な取調べは排除できず、冤罪の解消にはつながりません。かえって、一部とはいえ録画がなされているだけに冤罪を生み出す危険性があります。現に布川事件等では、取調べの一部録音内容が誤判のひとつの原因となっています。

取調べの一部録画は取調べの可視化実現を阻止するための方策と言え、それに対抗して日弁連はあくまで取調べ

の全過程の録画＝可視化の実現に向けて全力を投入しなければなりません。現在の情勢での対決点は、取調べの一部の録画か、取調べの全過程の録画(取調べの可視化)かということですが、

第2 弁護実践

1 被疑者段階

まず、直ちに捜査機関(警察、検察)に対して可視化申入書を提出しましょう。可視化申入書は、警察や検察庁に直接持参するか、送付する方法で提出してください(FAX送信でも構いません)。

そして、被疑者には被疑者ノートを差し入れてください。依頼者に、しっかり被疑者ノートの中の説明文を読み、取調べごとに記載するよう指示しておくことが必要です。

また、一部録画に対しては被疑者へのアドバイスが重要となります。取調べが録画される場合に備えて、①裁判員裁判対象事件では、あなたの取調べが録画される可能性がある、②取調べ状況が録画された場合、必ずあなたの弁護士にそのことを知らせるよう告げておきましょう。もしそれまでに虚偽の自白が採られてしまっている場合には③録画の際には本当の記憶・認識について語るべきであるということ、虚偽の自白を採られてしまったという理由をしっかりと説明し、事実を記録に残しておいてもらうようにアドバイスしておくことが重要です。仮に虚偽の自白を採られていない場合であっても、重要な情状事実を述べたり、真摯な謝罪の意を述べるように勧めるべきです。

*可視化申入書・被疑者ノートは各弁護士会若しくは日弁連にお問い合わせいただくか、データを日弁連ホームページからダウンロード

することができず(日弁連ホームページの「法律相談・公設事務所ガイド」→「逮捕されたら」を参照)。

2 公判前整理手続段階

公判前整理手続段階では、類型証拠開示請求(刑事訴訟法第316条の15)において、「被告人の供述録取書等」(同1項7号)、取調べ状況記録書面(同項8号)の証拠開示を必ず求めましょう。取調べの一部録画DVDは、7号に該当します。DVDの開示に際しては、必ず謄写を求めて(同法第316条の14第1号)、十分に検討してください。

次に、弁護人の予定主張明示(同法第316条の17)において、被告人の供述調書の任意性等を疑わしめる事情を指摘した上で、主張関連証拠開示請求(同法第316条の20)として、「被告人に係る警察官及び検察官の取調べの内容に関する捜査報告書、取調べメモ(手控え)・調書案・備忘録等」の開示を求めることが考えられます。警察官が取調べ中に作成した取調べメモ(最高裁判平成19年12月25日決定)や、検察官の取調べメモ(さいたま地裁平成20年6月13日決定)についても証拠開示命令の対象となると判断した決定がなされています。

次に、一部録画DVDを分析し、検察官が被疑者の発言を遮ったり、弁解を無視したり、誘導・誤導している場合には、当該DVDを弁護人側から証拠請求し、供述調書の任意性を争う資料として活用し、他方、検察官が一部録画DVDを証拠調へ請求してきた場合には、「不同意」としてください。一部録画DVDは、取調べの一部を恣意的に切り取って録画されたもので、客観的に必然的に検察官の「報告書」的性格を有するため、他の捜査報告書と同様

に作成者の尋問を経なければ証拠とすることができないものです。そこで、取調べの尋問が不可欠であることを指摘してください。

そして、弁護人から積極的に証拠調へ請求(被疑者ノート、可視化申入書等)を行い、可能な限り審理において取調べを可視化しましょう。

3 公判段階

まず、被告人の目線に立ったりリアルな冒頭陳述を行うよう心がけましょう。取調べで被告人が感じた苦しさや焦燥感を、取調室の広さや明るさにまでこだわって、法廷でリアルに再現してこそ任意性に疑問が生じるのです。

次に、取調べの一部録画がなされた場合には、一部録画がいかにかンフェアで任意性立証に無意味なものであるかを明らかにすべく、可視化申入れがなされ、可視化＝全過程の録画が容易であったにもかかわらず、取調べを一部しか録画していないことの不合理性を具体的に浮き彫りにしましょう。

そして、被告人質問では、徹底的に具体的事実を丁寧に拾い上げます。弁護人は簡潔に短く、誘導せずに尋ねることを心がけ、被告人自らの言葉で、リアルに語ってもらいましょう。

最後に、弁論では、具体的な証拠(取調べの一部録画DVD、被疑者ノート、取調べメモ)によって裏付けられた意見を述べるべきです。

第3 最後に

取調べの一部録画を打破し、取調べの可視化(取調べの全過程の録画)を実現するためには、私たち弁護士が上記弁護活動を実践することが不可欠なことです。

(東京弁護士会会員)

取調べの適正確保方策を活用し、可視化を実現させましょう!

取調べの可視化実現本部事務局次長 遠山大輔

に提出して報告すること

2 当該決裁官は、速やかに所要の調査を行い、必要な措置を講ずること

3 調査結果、講じた措置については、捜査・公判遂行に与える影響に配慮しつつ、申入れを行った弁護士等に適時に可能な範囲で説明すること
4 当該決裁官は、「対応票」に調査結果、講じた措置を記録し、上位の決裁官に報告すること

となっております。

任意の取調べにおける不満も対象となります。申入れは口頭でもよく、担当検察官、主任検察官、決裁官のいずれに対して行ってもかまいません。

また、検察官が司法警察官の取調べに対する申入れを弁護士等から受けた場合にも、同様の対応をし、司法警察官にも連絡して必要な措置を講ずることになっていきます。「対応票」は事件記録に編綴されます。

2つ目は、「取調べに当たっての一層の配慮について」(以下、「通達2」といいます)です。その取調べに関する部分の概略は、

1 刑事施設が定める時間帯に就寝、食事、運動などができよう努めること
2 やむを得ない理由がある場合のほか、深夜又は長時間の取調べを避けること
3 少なくとも4時間ごとに休憩を与えるよう努めること
4 必要に応じて問答式の調査を作成すること

この概略は、

1 被疑者・弁護士(以下「弁護人等」といいます)から検察官による被疑者の取調べに關して申入れがなされたときは、「取調べ関係申入れ等対応票」(以下「対応票」といいます)を作成して申入れの内容等を記録した上、決裁官

適正化に関する指針を公表した上で、本年4月、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」(国家公安委員会規則第四号)を定めるとともに、犯罪捜査規範の一部改正を行っています。

「取調べに対する監督の強化」
「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」は、取調べ監督官を設置し、この監督官が罪種や任意・強制の別を問わず取調室等において行われる被疑者取調べを監督することとしています。

また、取調べ監督官についても警察内部の機関に過ぎません。取調べの中止を求められる場合は不明ですし、記録の懲戒処分等への利用についても、厳格な運用がなされる保障はありません。

最大の問題は、定められた複数の調査手段によっても「取調べの全過程」を確認できないという点です。被疑者本人からの苦情申し出が可能なことから、被疑者が苦情を言えない状況に追い込まれてしまえば何の解決にもなりません。

また、取調べ監督官についても警察内部の機関に過ぎません。取調べの中止を求められる場合は不明ですし、記録の懲戒処分等への利用についても、厳格な運用がなされる保障はありません。

イ やむを得ない場合を除き、身体に接触すること
ロ 直接または間接に有形力を行使すること
ハ 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること
ニ 一定の動作又は姿勢をとるよう不当に要求すること
ホ 便宜を供与し、又は供与すること
ヘ 人の尊厳を著しく害するよう言動をすること

取調べ監督官は、この「監督対象行為」を、取調室の外部からの視認や取調べ状況報告書の閲覧(第6条1項)、弁護士等からの苦情申し出の通知(第7条)などを通じて把握します。「監督対象行為」がなされたら疑うに足りる相当な理由のあるときは、取調官らを出頭させての調査も可能です。自ら取調べの中止を求めることも可能です。この調査の結果は記録化され、監察部門等による懲戒処分等にも利用されることとなります(第10条1項ないし3項)。

「取調べ時間の厳格化」
犯罪捜査規範は、取調べの時間について「長時間にわたる行うことを避けなければならない」として(第168条3項)、長時間の取調べに規制をもうけました。同様に、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」は、①午後10時から翌日の午前5時までの間に取調べを行うとき、②1日につき8時間を超えて取調べを行うときには、警察本部長又は警察署長の事前の承認を受けないと「監督対象行為」とみなす、としています(第3条2項)。

「取調べの外形把握の容易化」
犯罪捜査規範の改正により、任意の被疑者取調べについても取調べ状況報告書が作成されることとなりました(第182条の2第1項)。このほか、取調室には透視鏡を備えることとされ(第182条の3第3号)、さらに指針では、取調室への入退室時間を電子的に管理するシステム等の整備を推進することとされています。

また、本年11月20日には、「取調べ一部録画に對抗する弁護活動」を前に」と題する日弁連特別研修(サテライト研修)が開催されます(午後1時〜5時 弁護士会2階クレオ)。

となっております。

他方、警察庁は、1月に取調べ

警察の取調べ適正化指針の内容は、

また、取調べ監督官についても警察内部の機関に過ぎません。取調べの中止を求められる場合は不明ですし、記録の懲戒処分等への利用についても、厳格な運用がなされる保障はありません。

また、取調べ監督官についても警察内部の機関に過ぎません。取調べの中止を求められる場合は不明ですし、記録の懲戒処分等への利用についても、厳格な運用がなされる保障はありません。

また、取調べ監督官についても警察内部の機関に過ぎません。取調べの中止を求められる場合は不明ですし、記録の懲戒処分等への利用についても、厳格な運用がなされる保障はありません。

また、取調べ監督官についても警察内部の機関に過ぎません。取調べの中止を求められる場合は不明ですし、記録の懲戒処分等への利用についても、厳格な運用がなされる保障はありません。

検察・警察による取調べの一部録画に對抗する弁護活動のために

「マニュアル発刊と日弁連特別研修のお知らせ」

取調べの可視化実現本部事務局次長 森直也

検察庁に続いて、警察庁は取調べの一部録画を拡大して実施する旨を発表しています。最高検及び警察庁の方針とすれば、今後、裁判員裁判対象事件の取調べで一部録画が行われることとなります(被疑者国選事件では、その大半で一部録画が行われることとなります)。

また、本年11月20日には、「取調べ一部録画に對抗する弁護活動」を前に」と題する日弁連特別研修(サテライト研修)が開催されます(午後1時〜5時 弁護士会2階クレオ)。

この研修では、全国の法曹三者模範裁判員裁判で多く取り上げられている「及川直也ケース」を題材に、事件が一部録画されたという設定のもと、捜査段階から公判まで、一部録画に對抗する弁護活動全般を解説する予定です。

また、公判前整理手続において「対応票」や「苦情申立の調査結果」の開示を求めることも欠かせません。それを公判における自由

また、公判前整理手続において「対応票」や「苦情申立の調査結果」の開示を求めることも欠かせません。それを公判における自由